明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一）　二

○中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令（三二）　二

〔府令・省令〕

○物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務二）　五

〔省　令〕

○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（国土交通一一）　七

〔告　示〕

○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三六）　九

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示（財務・経済産業二）　一四

○特定教育訓練の内容及び方法の基準等を定める告示（国土交通一〇四）　一五

○港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件（同一〇五）　一九

○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（防衛二七～二九）　三三

〔公　告〕

諸事項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三七

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者関係　六五

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　六六

会社その他

会社決算公告　六七

会社決算公告　六九

本号で公布された法令のあらまし

◇中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一号）（経済産業省）

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六一号）の施行期日は、令和六年三月一五日とすることとした。

◇中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第三二号）（経済産業省）

1　中小企業信用保険の無担保保険等の保険関係であって債務の保証を受けた中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合においては、保険料率を〇・〇六二五パーセントを引き上げるものとした。（本則関係）

2　この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六一号）の施行の日（令和六年三月一五日）から施行するものとした。（附則関係）